

Ⅲ 特別支援学級及び通級による指導

(令和7年5月1日現在)

1 設置状況

(1) 特別支援学級

(校, 人)

区 分	小学校			中学校			合 計		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児生数
知的障害	147	167	608	67 (1)	78	309	214 (1)	245	917
肢体不自由	26	26	28	9	9	11	35	35	39
病弱・身体虚弱	25 (4)	26	28	20 (2)	20	21	45 (6)	46	49
弱 視	7	7	7	2	2	2	9	9	9
難 聴	13	13	14	8	8	8	21	21	22
自閉症・情緒障害	154	248	1138	74 (1)	118	498	228 (1)	366	1636
合計	161 (4)	487	1823	78 (3)	235	849	239 (7)	722	2672

※括弧内は分校数（内数）を表しています。

(2) 通級による指導

(人)

対象	形態	言語障害	自閉症	情緒障害	難聴	学習障害	注意欠陥多動性障害	合計
小学生	自校通級	137	82	57	0	125	82	483
	他校通級	290	67	28	0	83	54	522
	巡回指導	25	22	14	11	36	14	122
中学生	自校通級	2	39	74	0	99	44	258
	他校通級	5	6	6	0	9	7	33
	巡回指導	3	31	27	3	82	27	173
合計		462	247	206	14	434	228	1591

2 令和7年度 小学校・中学校特別支援学級、通級指導教室設置校及び設置学級数

(1) 令和7年度 小学校 特別支援学級設置校及び設置学級数

(令和7年5月1日現在)

No.	市町村(組合)名	学 校 名	〒	住 所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
1	甲府市	新紺屋小学校	400-0016	甲府市武田1丁目3-34	055-252-2578	1	1				2	4
2	甲府市	湯田小学校	400-0864	甲府市湯田1丁目8-1	055-233-4382	1					1	2
3	甲府市	伊勢小学校	400-0856	甲府市伊勢2丁目16-1	055-233-3600	2					2	4
4	甲府市	朝日小学校	400-0026	甲府市塩部1丁目4-1	055-252-3373	1					1	2
5	甲府市	里垣小学校	400-0806	甲府市善光寺2丁目7-1	055-233-2406	1				1	2	4
6	甲府市	相川小学校	400-0014	甲府市古府中町1501	055-252-2409	1			1		3	5
7	甲府市	国母小学校	400-0043	甲府市国母4丁目1-10	055-224-4608	1					2	3
8	甲府市	貢川小学校	400-0048	甲府市貢川本町8-1	055-222-2408	1					2	3
9	甲府市	千塚小学校	400-0074	甲府市千塚1丁目2-16	055-253-8937	1					3	4
10	甲府市	池田小学校	400-0067	甲府市長松寺町7-1	055-222-8271	1	1				2	4
11	甲府市	北新小学校	400-0005	甲府市北新1丁目5-1	055-252-3260	1					2	3
12	甲府市	千代田小学校	400-0082	甲府市下帯那町3034-2	055-251-8059						1	1
13	甲府市	甲運小学校	400-0811	甲府市川田町65-2	055-232-3953	1		1			2	4
14	甲府市	玉諸小学校	400-0814	甲府市上阿原町491	055-233-2447	1		1			3	5
15	甲府市	山城小学校	400-0845	甲府市上今井町474-2	055-241-2101	2		1			9	12
16	甲府市	山城小学校(院内分校)	400-0832	甲府市増坪町366	055-244-1666			1				1
17	甲府市	大里小学校	400-0053	甲府市大里町3785-2	055-241-2605	2			1		2	5
18	甲府市	東小学校	400-0862	甲府市朝氣1丁目14-1	055-233-4468	2		1			1	4
19	甲府市	羽黒小学校	400-0071	甲府市羽黒町527	055-253-1941	2	1				2	5
20	甲府市	石田小学校	400-0041	甲府市上石田3丁目6-31	055-222-5414	1					1	2
21	甲府市	新田小学校	400-0066	甲府市新田町12-28	055-228-7851	1					1	2
22	甲府市	大田小学校	400-0045	甲府市後屋町150	055-241-0092	2					3	5
23	甲府市	舞鶴小学校	400-0031	甲府市丸の内2丁目35-5	055-228-0548	1					2	3
24	甲府市	中道南小学校	400-1507	甲府市下向山町4366	055-266-4016	1					1	2
25	甲府市	中道南小学校(桜木分校)	400-1505	甲府市中畑町1284	055-266-4314			1				1
26	甲府市	中道北小学校	400-1501	甲府市上曾根町3368-36	055-266-3077	1	1	1			2	5
27	甲府市	善誘館小学校	400-0862	甲府市朝氣1丁目2-52	055-233-4809	1					1	2
28	南アルプス市	八田小学校	400-0205	南アルプス市野牛島2222	055-285-0035	1					3	4
29	南アルプス市	白根源小学校	400-0226	南アルプス市有野490	055-285-1128	2					2	4
30	南アルプス市	白根飯野小学校	400-0222	南アルプス市飯野1972-1	055-283-1362	1				1	1	3
31	南アルプス市	白根東小学校	400-0213	南アルプス市西野2311	055-283-1361	1				1	2	4
32	南アルプス市	白根百田小学校	400-0214	南アルプス市百々2300	055-285-3766	1					2	3
33	南アルプス市	芦安小学校	400-0242	南アルプス市芦安安通335	055-288-2006							
34	南アルプス市	若草小学校	400-0337	南アルプス市寺部740	055-282-1527	2				1	3	6
35	南アルプス市	若草南小学校	400-0334	南アルプス市藤田1130-1	055-282-6500	2					3	5
36	南アルプス市	小笠原小学校	400-0306	南アルプス市小笠原441	055-282-0116	2			1		3	6
37	南アルプス市	楡形北小学校	400-0301	南アルプス市桃園813	055-282-2427	1	1			1	2	5
38	南アルプス市	楡形西小学校	400-0317	南アルプス市上市之瀬727	055-282-0142	1					1	2
39	南アルプス市	豊小学校	400-0304	南アルプス市吉田787	055-283-5115	1					3	4
40	南アルプス市	落合小学校	400-0423	南アルプス市落合1092	055-282-1429	1	1				1	3
41	南アルプス市	大明小学校	400-0404	南アルプス市古市場181	055-282-3113	1	1	1			3	6
42	南アルプス市	南湖小学校	400-0411	南アルプス市西南湖3024-1	055-284-0140	1					1	2
43	甲斐市	竜王小学校	400-0115	甲斐市篠原2800	055-276-2380	1		1			3	5
44	甲斐市	玉幡小学校	400-0117	甲斐市西八幡2560	055-276-2518	1					1	2
45	甲斐市	竜王南小学校	400-0115	甲斐市篠原1180	055-276-7171	1		1			2	4
46	甲斐市	竜王北小学校	400-0118	甲斐市竜王555	055-276-9171	1	1			1	2	5
47	甲斐市	竜王西小学校	400-0116	甲斐市玉川75	055-279-0481	1					3	4
48	甲斐市	竜王東小学校	400-0113	甲斐市富竹新田933-1	055-279-3431	1					2	3
49	甲斐市	敷島小学校	400-0123	甲斐市島上条212	055-277-2026	1	1	1			2	5
50	甲斐市	敷島北小学校	400-0122	甲斐市境57	055-277-5711	1	1				1	3
51	甲斐市	敷島南小学校	400-0126	甲斐市大下条175	055-277-4749	2		1			4	7
52	甲斐市	双葉東小学校	400-0103	甲斐市大垓2780	0551-28-2014	1	1				2	4
53	甲斐市	双葉西小学校	400-0107	甲斐市志田146	0551-28-2016	1					2	3

No.	市町村(組合)名	学 校 名	〒	住 所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
54	中央市	三村小学校	409-3815	中央市成島2140	055-273-8711	2					2	4
55	中央市	玉穂南小学校	409-3821	中央市下河東2020	055-274-1122	1					1	2
56	中央市	玉穂南小学校 (下河東分校)	409-3821	中央市下河東1110	055-274-1244			1				1
57	中央市	田富小学校	409-3841	中央市布施2122	055-273-2117	1					2	3
58	中央市	田富北小学校	409-3844	中央市臼井阿原1740-3	055-273-1760	1	1				2	4
59	中央市	田富南小学校	409-3843	中央市西花輪1250	055-273-9111	1					1	2
60	中央市	豊富小学校	400-1513	中央市大鳥居3800-1	055-269-2012	1					1	2
61	昭和町	押原小学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越885	055-275-2053	1	1				1	3
62	昭和町	西条小学校	409-3866	中巨摩郡昭和町西条2222	055-275-6100	2		1			2	5
63	昭和町	常永小学校	409-3851	中巨摩郡昭和町河西15	055-268-1111	1					2	3
64	韮崎市	韮崎小学校	407-0024	韮崎市本町2丁目2-41	0551-22-2145	1				1	2	4
65	韮崎市	穂坂小学校	407-0175	韮崎市穂坂町宮久保6121	0551-22-0654	1					1	2
66	韮崎市	韮崎北東小学校	407-0001	韮崎市藤井町駒井1912	0551-22-0235	2		1			2	5
67	韮崎市	韮崎北西小学校	407-0055	韮崎市清哲町青木193-1	0551-22-0692	1					1	2
68	韮崎市	甘利小学校	407-0036	韮崎市大草町上条東割821-1	0551-22-0483	1					2	3
69	北杜市	明野小学校	408-0204	北杜市明野町上手8418	0551-25-2101	1					1	2
70	北杜市	須玉小学校	408-0112	北杜市須玉町若神子200-2	0551-42-2310	1					2	3
71	北杜市	高根東小学校	408-0002	北杜市高根町村山北割1035	0551-47-2014	1	1				1	3
72	北杜市	高根西小学校	408-0018	北杜市高根町村山西割1696	0551-47-2025	1					1	2
73	北杜市	長坂小学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1603-1	0551-32-2308	1	1				2	4
74	北杜市	泉小学校	409-1502	北杜市大泉町谷戸2870	0551-38-2025	1					1	2
75	北杜市	小淵沢小学校	408-0044	北杜市小淵沢町7741	0551-36-2055	1				1	1	3
76	北杜市	白州小学校	408-0315	北杜市白州町白須225	0551-35-2733	1					1	2
77	北杜市	武川小学校	408-0302	北杜市武川町牧原944	0551-26-2110	1		1			1	3
78	山梨市	加納岩小学校	405-0017	山梨市下神内川123-2	0553-22-0163	1					3	4
79	山梨市	日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	2		1		1	3	7
80	山梨市	後屋敷小学校	405-0011	山梨市三ヶ所877	0553-22-0079	1					2	3
81	山梨市	日川小学校	405-0024	山梨市歌田140-1	0553-22-0742	1					1	2
82	山梨市	山梨小学校	405-0033	山梨市落合1-7	0553-22-2016	1					1	2
83	山梨市	八幡小学校	405-0041	山梨市北1900-1	0553-22-0117	1		1			1	3
84	山梨市	岩手小学校	405-0002	山梨市東1737-1	0553-22-1009	1					1	2
85	山梨市	笛川小学校	404-0013	山梨市牧丘町窪平1200	0553-35-2015	1	1			1	2	5
86	甲州市	塩山南小学校	404-0042	甲州市塩山上於曾1017	0553-33-2151	1	1				2	4
87	甲州市	塩山北小学校	404-0041	甲州市塩山千野3421	0553-33-2152	1					1	2
88	甲州市	奥野田小学校	404-0036	甲州市塩山熊野906	0553-33-2147	1					1	2
89	甲州市	大藤小学校	404-0031	甲州市塩山上栗生野492-1	0553-33-2116	1					1	2
90	甲州市	神金小学校	404-0022	甲州市塩山上萩原1518-4	0553-33-2752						1	1
91	甲州市	玉宮小学校	404-0051	甲州市塩山竹森3015	0553-33-2383						1	1
92	甲州市	松里小学校	404-0053	甲州市塩山小屋敷1378	0553-33-3006	1					1	2
93	甲州市	井尻小学校	404-0046	甲州市塩山上井尻675	0553-33-2509	1				1	1	3
94	甲州市	勝沼小学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼3099	0553-44-0272	1					1	2
95	甲州市	祝小学校	409-1313	甲州市勝沼町下岩崎960	0553-44-0179	1					1	2
96	甲州市	東雲小学校	409-1304	甲州市勝沼町休息1560-1	0553-44-0077	1					1	2
97	甲州市	菱山小学校	409-1302	甲州市勝沼町菱山1066	0553-44-0528		1				1	2
98	甲州市	大和小学校	409-1203	甲州市大和町初鹿野1679-5	0553-48-2300	1				1	1	3
99	笛吹市	石和南小学校	406-0031	笛吹市石和町市部720	055-262-2809	1					1	2
100	笛吹市	石和東小学校	406-0026	笛吹市石和町中川478	055-262-2056	1		1			2	4
101	笛吹市	石和北小学校	406-0021	笛吹市石和町松本1442-20	055-263-2838	2	1	1			1	5
102	笛吹市	富士見小学校	406-0042	笛吹市石和町今井10	055-262-3340	2					2	4
103	笛吹市	石和西小学校	406-0034	笛吹市石和町唐柏360	055-261-2711	1	1				2	4
104	笛吹市	御坂西小学校	406-0804	笛吹市御坂町夏目原592-1	055-262-3042	1	1		1	1	4	8
105	笛吹市	御坂東小学校	406-0813	笛吹市御坂町上黒駒1692	055-264-2014	1	1				1	3
106	笛吹市	一宮西小学校	405-0075	笛吹市一宮町東原330-2	0553-47-0008	1					2	3
107	笛吹市	一宮南小学校	405-0067	笛吹市一宮町土塚655-2	0553-47-0046	1					1	2
108	笛吹市	一宮北小学校	405-0053	笛吹市一宮町中尾933	0553-47-0074	1					1	2

No.	市町村(組合)名	学 校 名	〒	住 所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
109	笛吹市	八代小学校	406-0834	笛吹市八代町岡780	055-265-2021	1			1		1	3
110	笛吹市	境川小学校	406-0851	笛吹市境川町小黒坂1941	055-266-2006	1					1	2
111	笛吹市	春日居小学校	406-0003	笛吹市春日居町桑戸664	0553-26-2164	2					3	5
112	笛吹市	芦川小学校	409-3703	笛吹市芦川町中芦川835	055-298-2015	1					1	2
113	市川三郷町	上野小学校	409-3612	西八代郡市川三郷町上野4916	055-272-0102	1					1	2
114	市川三郷町	大塚小学校	409-3611	西八代郡市川三郷町大塚4264	055-272-0818	1					1	2
115	市川三郷町	市川小学校	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門5744	055-272-2100	1	1	1	1		2	6
116	市川三郷町	市川南小学校	409-3603	西八代郡市川三郷町黒沢1420	055-272-1508						1	1
117	市川三郷町	市川東小学校	409-3602	西八代郡市川三郷町山保6320	055-272-4895							
118	市川三郷町	六郷小学校	409-3244	西八代郡市川三郷町岩間2917	0556-32-2004	1					1	2
119	富士川町	増穂小学校	400-0502	南巨摩郡富士川町最勝寺320	0556-22-2137	1					3	4
120	富士川町	増穂南小学校	400-0512	南巨摩郡富士川町小室2618	0556-22-1307	1						1
121	富士川町	鰍沢小学校	400-0601	南巨摩郡富士川町鰍沢1172	0556-22-0055	1					2	3
122	早川町	早川南小学校	409-2732	南巨摩郡早川町高住574	0556-20-5015						1	1
123	早川町	早川北小学校	409-2704	南巨摩郡早川町大原野163	0556-20-5531							
124	身延町	身延清稜小学校	409-3301	南巨摩郡身延町西嶋1228	0556-42-2520	1		1			1	3
125	身延町	下山小学校	409-2522	南巨摩郡身延町下山10000-1	0556-62-5107	1					1	2
126	身延町	身延小学校	409-2531	南巨摩郡身延町梅平897	0556-62-0066	1					1	2
127	南部町	睦合小学校	409-2215	南巨摩郡南部町南部4376	0556-64-2043	1					1	2
128	南部町	栄小学校	409-2305	南巨摩郡南部町内船8766	0556-64-2052							
129	南部町	富沢小学校	409-2102	南巨摩郡南部町福士2700-19	0556-66-2008	1					1	2
130	富士吉田市	下吉田第一小学校	403-0004	富士吉田市下吉田5222	0555-22-0220	1					1	2
131	富士吉田市	下吉田第二小学校	403-0013	富士吉田市緑ヶ丘2丁目8-2	0555-22-0093	2					2	4
132	富士吉田市	下吉田東小学校	403-0004	富士吉田市下吉田9丁目21-1	0555-23-7831	1					1	2
133	富士吉田市	明見小学校	403-0002	富士吉田市小明見1丁目4-6	0555-22-0425	1		1	1		1	4
134	富士吉田市	吉田小学校	403-0005	富士吉田市上吉田5丁目1-1	0555-22-0266	1					2	3
135	富士吉田市	吉田小学校（院内分校）	403-0005	富士吉田市上吉田6530	0555-20-1361			1				1
136	富士吉田市	吉田西小学校	403-0017	富士吉田市新西原3丁目7-1	0555-24-0305	1		1			1	3
137	富士吉田市	富士小学校	403-0001	富士吉田市上暮地一丁目22-1	0555-22-3544	1					1	2
138	都留市	谷村第一小学校	402-0053	都留市上谷1丁目1-2	0554-43-3105	1					1	2
139	都留市	谷村第二小学校	402-0025	都留市法能923	0554-43-2335	1					1	2
140	都留市	都留文科大学附属小学校	402-0023	都留市大野396	0554-43-2336	1						1
141	都留市	東桂小学校	402-0034	都留市桂町796-1	0554-43-2466	1					1	2
142	都留市	宝小学校	402-0045	都留市大幡1143	0554-43-2664	1					1	2
143	都留市	禾生第一小学校	402-0004	都留市古川渡553	0554-43-2734	1					1	2
144	都留市	禾生第二小学校	402-0006	都留市小形山753	0554-43-8005	1						1
145	道志村	道志小学校	402-0208	南都留郡道志村5596	0554-52-2013	1					1	2
146	西桂町	西桂小学校	403-0022	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028	1					2	3
147	忍野村	忍野小学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1516	0555-84-2024	1					2	3
148	山中湖村	山中小学校	401-0501	南都留郡山中湖村山中705	0555-62-0079		1				1	2
149	山中湖村	東小学校	401-0502	南都留郡山中湖村平野2435	0555-65-8152						1	1
150	鳴沢村	鳴沢小学校	401-0320	南都留郡鳴沢村1585	0555-85-2015	1					2	3
151	富士河口湖町	船津小学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津3737	0555-72-0052	1					1	2
152	富士河口湖町	小立小学校	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立2446	0555-72-1512	1	1				1	3
153	富士河口湖町	大石小学校	401-0305	南都留郡富士河口湖町大石1425	0555-76-7714	1					1	2
154	富士河口湖町	河口小学校	401-0305	南都留郡富士河口湖町河口1560	0555-76-7334	1					1	2
155	富士河口湖町	勝山小学校	401-0310	南都留郡富士河口湖町勝山1047	0555-83-2027	1					1	2
156	富士河口湖町	西浜小学校	401-0331	南都留郡富士河口湖町長浜2427	0555-82-2144							
157	富士河口湖町	大嵐小学校	401-0335	南都留郡富士河口湖町大嵐559	0555-82-2132							
158	富士河口湖町	富士豊茂小学校	401-0338	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺1209	0555-89-3113							
159	大月市	初狩小学校	401-0021	大月市初狩町下初狩1144	0554-25-6303						1	1
160	大月市	大月東小学校	401-0013	大月市大月2丁目7-43	0554-22-1102	1					2	3
161	大月市	七保小学校	409-0623	大月市七保町葛野2345	0554-22-4800						1	1
162	大月市	猿橋小学校	409-0613	大月市猿橋町伊良原48	0554-22-0513	1	1				1	3

No.	市町村(組合)名	学 校 名	〒	住 所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
163	大月市	鳥沢小学校	409-0502	大月市富浜町鳥沢1979	0554-26-5015	1					1	2
164	上野原市	上野原西小学校	409-0126	上野原市コヱしおつ2丁目13-1	0554-66-3922	1					1	2
165	上野原市	島田小学校	409-0114	上野原市鶴島2024	0554-62-3105	1					1	2
166	上野原市	上野原小学校	409-0112	上野原市上野原3454	0554-62-3104	2		1			2	5
167	上野原市	秋山小学校	401-0201	上野原市秋山8674	0554-56-2343	1					1	2
168	小菅村	小菅小学校	409-0211	北都留郡小菅村4617-2	0428-87-0233							
169	丹波山村	丹波小学校	409-0305	北都留郡丹波山村2777	0428-88-211	1					1	2
合計						167	26	26	7	13	248	487

(2) 令和7年度 中学校 特別支援学級設置校及び設置学級数

(令和7年5月1日現在)

No.	市町村(組合)名	学 校 名	〒	住 所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
1	甲府市	東中学校	400-0807	甲府市東光寺2丁目8-1	055-233-1379	1		1			4	6
2	甲府市	西中学校	400-0035	甲府市飯田5丁目13-1	055-222-1378	1		1	1		1	4
3	甲府市	南中学校	400-0864	甲府市湯田2丁目21-24	055-233-1368	1					2	3
4	甲府市	北中学校	400-0072	甲府市大和町4-35	055-252-4804	1		1			2	4
5	甲府市	南西中学校	400-0041	甲府市上石田4丁目10-8	055-224-3396	1					1	2
6	甲府市	北東中学校	400-0015	甲府市大手2丁目4-18	055-253-1388	1					2	3
7	甲府市	北西中学校	400-0075	甲府市山宮町538	055-251-7011	1		1			1	3
8	甲府市	富竹中学校	400-0049	甲府市富竹4丁目5-8	055-228-0251	1					1	2
9	甲府市	城南中学校	400-0053	甲府市大里町2590-1	055-241-5766	1		1			3	5
10	甲府市	城南中学校(院内分校)	400-0832	甲府市増坪町366	055-244-1666			1				1
11	甲府市	上条中学校	400-0051	甲府市古上条町95	055-243-3213	2					2	4
12	甲府市	笛南中学校	400-1508	甲府市下曾根町270	055-266-3061	1					1	2
13	甲府市	笛南中学校(桜木分校)	400-1505	甲府市中畑町1284	055-266-4314	1					1	2
14	南アルプス市	八田中学校	400-0204	南アルプス市榎原620	055-285-5252	1					2	3
15	南アルプス市	白根巨摩中学校	400-0222	南アルプス市飯野2860-2	055-282-2051	1					2	3
16	南アルプス市	白根御勅使中学校	400-0214	南アルプス市百々1990-1	055-285-0330	2			1		2	5
17	南アルプス市	芦安中学校	40-0242	南アルプス市芦安安通350	055-288-2007							
18	南アルプス市	若草中学校	400-0335	南アルプス市加賀美2943	055-282-0211	1		1			2	4
19	南アルプス市	楡形中学校	400-0306	南アルプス市小笠原985	055-282-0056	1				1	3	5
20	南アルプス市	甲西中学校	400-0404	南アルプス市古市場150	055-282-1052	1	1				2	4
21	甲斐市	竜王中学校	400-0115	甲斐市篠原2030	055-276-2636	2					2	4
22	甲斐市	玉幡中学校	400-0117	甲斐市西八幡3190	055-279-0281	1		1		1	3	6
23	甲斐市	竜王北中学校	400-0118	甲斐市竜王420	055-279-7200	1					1	2
24	甲斐市	敷島中学校	400-0123	甲斐市島上条1263	055-277-3151	2				1	4	7
25	甲斐市	双葉中学校	400-0106	甲斐市岩森1337	0551-28-2019	1	1	1			2	5
26	中央市	玉穂中学校	409-3821	中央市下河東180	055-273-8211	2					2	4
27	中央市	玉穂中学校(下河東分校)	409-3821	中央市下河東1110	055-274-1244			1				1
28	中央市	田富中学校	409-3841	中央市布施2493	055-230-7080	2		1			2	5
29	昭和町	押原中学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越542-1	055-275-2040	1	1				3	5
30	韮崎市	韮崎西中学校	407-0043	韮崎市神山町鍋山1-1	0551-22-1431	1					2	3
31	韮崎市	韮崎東中学校	407-0004	韮崎市藤井町南下条371	0551-22-2635	1	1			1	1	4
32	北杜市	明野中学校	408-0204	北杜市明野町上手8342	0551-25-2426	1					1	2
33	北杜市	須玉中学校	408-0104	北杜市須玉町小倉200	0551-42-2021	1					1	2
34	北杜市	高根中学校	408-0019	北杜市高根町村山東割98	0551-47-2026	1					2	3
35	北杜市	長坂中学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1608	0551-32-2242	1	1				1	3
36	北杜市	泉中学校	409-1502	北杜市大泉町谷戸2087	0551-38-2012	1					1	2
37	北杜市	小淵沢中学校	408-0044	北杜市小淵沢町732	0551-36-2160						1	1
38	北杜市	白州中学校	408-0315	北杜市白州町白須1920	0551-35-2534	1					1	2
39	北杜市	武川中学校	408-0306	北杜市武川町山高1457	0551-26-3715						1	1
40	北杜市	甲陵中学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条2003	0551-32-3672							
41	山梨市	山梨南中学校	405-0015	山梨市下石森376	0553-22-0173	1					2	3
42	山梨市	山梨北中学校	405-0005	山梨市小原東359-1	0553-22-0200	2				1	3	6
43	山梨市	笛川中学校	404-0013	山梨市牧丘町窪平1100	0553-35-2204	1					1	2
44	甲州市	塩山中学校	404-0043	甲州市塩山下於曾1039-1	0553-33-2143	1		1			2	4
45	甲州市	松里中学校	404-0053	甲州市塩山小屋敷1番地	0553-33-3332	1					1	2
46	甲州市	勝沼中学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼761-1	0553-44-0152	1					1	2
47	笛吹市	石和中学校	406-0033	笛吹市石和町小石和716	055-262-2225	2		1			4	7
48	笛吹市	御坂中学校	406-0811	笛吹市御坂町下野原1257	055-262-3003	2					2	4
49	笛吹市	一宮中学校	405-0073	笛吹市一宮町末木801	0553-47-0044	1	1				2	4
50	笛吹市	浅川中学校	406-0834	笛吹市八代町岡1111	055-265-2449	1	1	1			2	5
51	笛吹市	春日居中学校	406-0015	笛吹市春日居町鎮目613-2	0553-26-2024	2		1			2	5
52	市川三郷町	三珠中学校	409-3612	西八代郡市川三郷町上野2697	055-272-0666		1				1	2
53	市川三郷町	市川中学校	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門5064-1	055-272-2400	1		1			1	3
54	市川三郷町	市川南中学校	409-3603	西八代郡市川三郷町黒沢1462	055-272-5538	1					1	2

55	市川三郷町	六郷中学校	409-3244	西八代郡市川三郷町岩間2927	0556-32-2042	1						1
56	富士川町	富士川中学校	400-0503	南巨摩郡富士川町天神中条991-1	0556-22-2195	1					2	3
57	早川町	早川中学校	409-2713	南巨摩郡早川町保666	0556-45-2255						1	1
58	身延町	身延中学校	409-2522	南巨摩郡身延町下山9667	0556-62-0106	1					1	2
59	南部町	南部中学校	409-2212	南巨摩郡南部町南部8746	0556-64-2119	1					1	2
60	富士吉田市	下吉田中学校	403-0004	富士吉田市下吉田886	0555-22-0468	1					1	2
61	富士吉田市	明見中学校	403-0002	富士吉田市小明見1丁目4-14	0555-22-0184	1		1			1	3
62	富士吉田市	吉田中学校	403-0005	富士吉田市上吉田1丁目3-6	0555-22-0586	1		1		1	2	5
63	富士吉田市	富士見台中学校	403-0001	富士吉田市上暮地1丁目6-1	0555-24-0018					1	1	2
64	都留市	都留第一中学校	402-0023	都留市大野52-5	0554-43-4111						1	1
65	都留市	都留第二中学校	402-0005	都留市四日市場750	0554-43-4395	1					1	2
66	都留市	東桂中学校	402-0034	都留市桂町840	0554-43-2421	1					1	2
67	道志村	道志中学校	402-0210	南都留郡道志村7568	0554-52-2036						1	1
68	西桂町	西桂中学校	403-0021	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346	1					1	2
69	忍野村	忍野中学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1666-36	0555-84-2023	1					1	2
70	山中湖村	山中湖中学校	401-0501	南都留郡山中湖村山中341-40	0555-62-0103	1				1	1	3
71	富士河口湖町	河口湖北中学校	401-0304	南都留郡富士河口湖町河口3210	0555-76-7324	1					1	2
72	富士河口湖町	勝山中学校	401-0310	南都留郡富士河口湖町勝山1047	0555-83-2339	1	1				1	3
73	河口湖南中学校組合	河口湖南中学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1164	0555-72-1142	2					2	4
74	大月市	大月東中学校	401-0013	大月市大月2丁目15-11	0554-22-2241	1					1	2
75	大月市	猿橋中学校	409-0614	大月市猿橋町猿橋567	0554-22-0502	1		1			1	3
76	上野原市	上野原西中学校	409-0121	上野原市四方津215	0554-62-3103	1					1	2
77	上野原市	上野原中学校	409-0112	上野原市上野原9191	0554-62-3101	1		1			1	3
78	上野原市	秋山中学校	401-0201	上野原市秋山6770	0554-56-2133						1	1
79	小菅村	小菅中学校	409-0211	北都留郡小菅村4590	0428-87-0234						1	1
80	丹波山村	丹波中学校	409-0300	北都留郡丹波山村2004	0428-88-0254	1						1
合計						78	9	20	2	8	117	234

3 令和7年度 小学校・中学校通級指導教室設置校及び対象障害種別

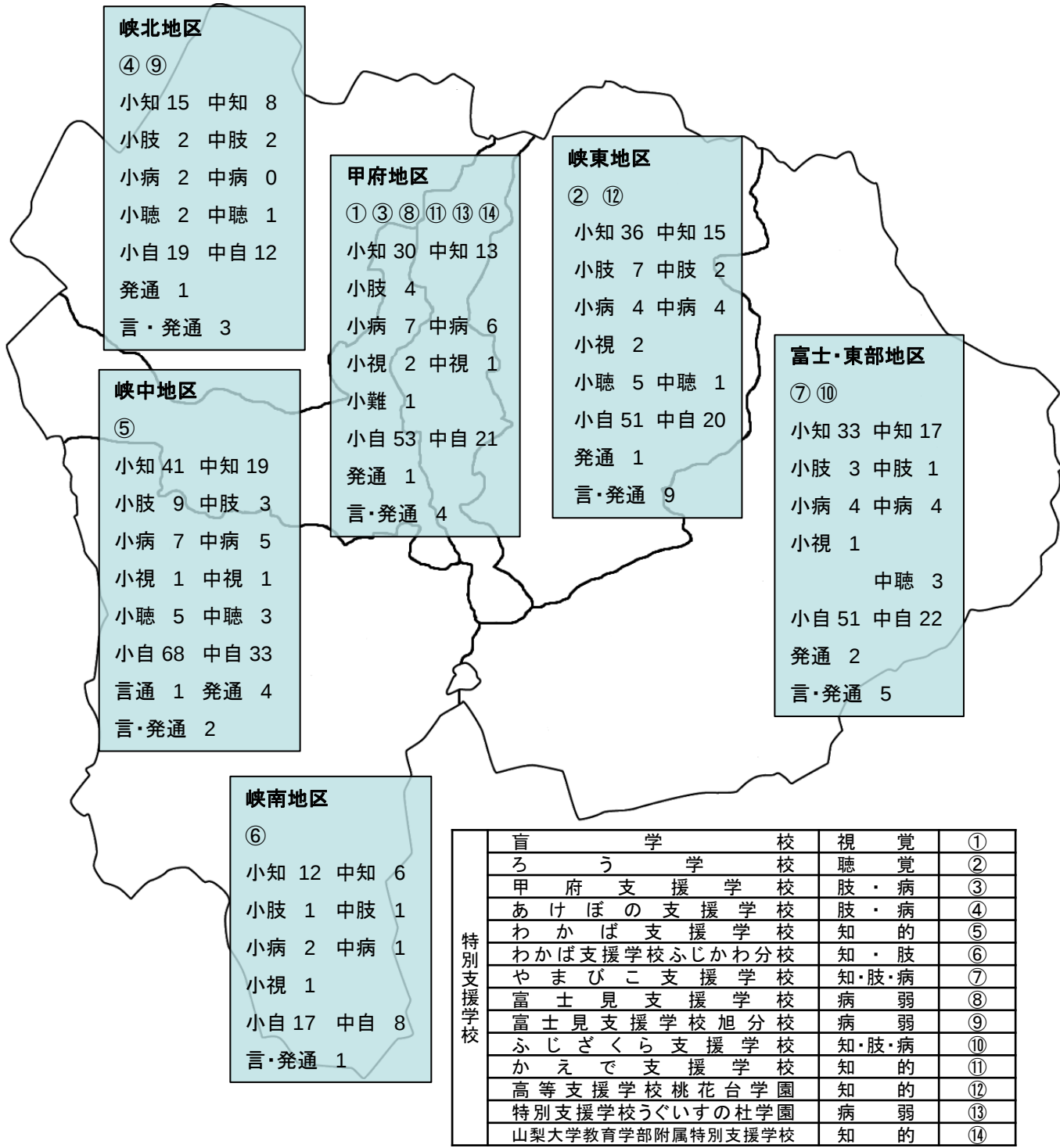
(令和7年5月1日現在)

No.	市町村(組合)名	学 校 名	〒	住 所	電話番号	種 別		
						言語障害	LD・ADHD・ 自閉症	情緒障害
1	甲府市	新紺屋小学校	400-0016	甲府市武田1丁目3-34	055-252-2578	○	○	○
2		伊勢小学校	400-0856	甲府市伊勢2丁目16-1	055-233-3600	○	○	○
3		新田小学校	400-0066	甲府市新田町12-28	055-228-7851	○	○	○
4		善誘館小学校	400-0862	甲府市朝気1丁目2-52	055-233-4809	○	○	○
5		南西中学校	400-0041	甲府市上石田4丁目10-8	055-224-3396		○	○
6	南アルプス市	若草南小学校	400-0334	南アルプス市藤田1130-1	055-282-6500		○	○
7		櫛形中学校	400-0306	南アルプス市小笠原985	055-282-0056		○	○
8	甲斐市	竜王小学校	400-0115	甲斐市篠原2800	055-276-2380		○	○
9		竜王南小学校	400-0115	甲斐市篠原1180	055-276-7171	○		
10		竜王中学校	400-0115	甲斐市篠原2030	055-276-2636	○	○	○
11	中央市	三村小学校	409-3815	中央市成島2140	055-273-8711		○	○
12		玉穂中学校	409-3821	中央市下河東180	055-273-8211	○	○	○
13	韮崎市	韮崎小学校	407-0024	韮崎市本町2丁目2-41	0551-22-2145	○	○	○
14		韮崎東中学校	407-0004	韮崎市藤井町南下条371	0551-22-2635	○	○	○
15	北杜市	長坂小学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1603-1	0551-32-2308	○	○	○
16		長坂中学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1608	0551-32-2242		○	○
17	山梨市	加納岩小学校	405-0017	山梨市下神内川123-2	0553-22-0163	○	○	○
18		日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	○	○	○
19		笛川小学校	404-0013	山梨市牧丘町窪平1200	0553-35-2015	○	○	○
20		山梨北中学校	405-0005	山梨市小原東359-1	0553-22-0200	○	○	○
21		山梨南中学校	405-0015	山梨市下石森376	0553-22-0173	○	○	○
22	甲州市	塩山南小学校	404-0042	甲州市塩山上於曾1017	0553-33-2151	○	○	○
23		勝沼小学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼3099	0553-44-0272	○	○	○
24		塩山中学校	404-0043	甲州市塩山下於曾1039-1	0553-33-2143		○	○
25	笛吹市	石和北小学校	406-0021	笛吹市石和町松本1442-20	055-263-2838	○	○	○
26		八代小学校	406-0834	笛吹市八代町岡780	055-265-2021	○	○	○
27	富士川町	鯉沢小学校	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢1172	0556-22-0055	○	○	○
28	富士吉田市	下吉田第二小学校	403-0013	富士吉田市緑ヶ丘2丁目8-2	0555-23-0093	○	○	○
29	都留市	谷村第一小学校	402-0053	都留市上谷1丁目1-2	0554-43-3105	○	○	○
30		都留第一中学校	402-0023	都留市大野52-5	0554-43-4111		○	○
31	大月市	大月東小学校	401-0013	大月市大月2丁目7-43	0554-22-1102	○	○	○
32		大月東中学校	401-0013	大月市大月2丁目15-11	0554-22-2241	○	○	○
33	上野原市	上野原小学校	409-0112	上野原市上野原3454	0554-62-3104	○	○	○
34		上野原中学校	409-0112	上野原市上野原9191	0554-62-3101		○	○

※住所及び電話番号については、学校代表のものを掲載。

※特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室設置校分布図

令和7年5月1日現在



特別支援学級	小知、中知	知的障害特別支援学級
	小肢、中肢	肢体不自由特別支援学級
	小病、中病	病弱・身体虚弱特別支援学級
	小視、中視	弱視特別支援学級
	小聴、中聴	難聴特別支援学級
	小自、中自	自閉症・情緒障害特別支援学級
通級指導教室	言通	言語障害通級指導教室
	発達	発達障害・情緒障害通級指導教室
	言・発達	言語障害・発達障害通級指導教室

Ⅳ 交流及び共同学習

本県では、学校間における交流及び共同学習（学校間交流）、地域における交流活動（地域交流）、居住地の学校等における交流及び共同学習（居住地校交流）を行っている。年間実施計画に基づき、交流及び共同学習担当者連絡会、交流及び共同学習研究会を開催し、実践の評価、報告等を行っている。

1 学校間における交流及び共同学習（学校間交流）

（１）経緯と現状

- ① 特別支援学校に在籍する幼稚部の幼児、小学部・中学部・高等部の児童生徒が、幼稚園・保育園等・小学校・中学校・高等学校の幼児児童生徒と交流し、相互理解を深め、好ましい人間関係や豊かな社会性を養うことの必要性が昭和 54 年度の特殊教育諸学校学習指導要領で示された。

この趣旨に基づいて、文部省（現・文部科学省）は昭和 54 年度から各県小・中学校各 1 校を「心身障害児理解推進校」に指定した。なお、この事業は平成 8 年度をもって終了した。

本県では、次の学校が心身障害児理解推進校に指定された。

- ・昭和 54・55 年度 八田村立八田小学校・春日居町立坂下中学校
- ・昭和 56・57 年度 甲府市立池田小学校・大月市立猿橋小学校
- ・昭和 58・59 年度 白根町立白根源小学校・敷島町立敷島中学校
- ・昭和 60・61 年度 大月市立下和田小学校・韮崎市立韮崎西中学校
- ・昭和 62・63 年度 山梨市立加納岩小学校・甲府市立甲府北中学校
- ・平成元年・２年度 韮崎市立甘利小学校・櫛形町立櫛形中学校
- ・平成 3 年・４年度 大月市立宮谷小学校・山梨市立南中学校
- ・平成 5 年・６年度 甲府市立池田小学校・白根町立白根巨摩中学校
- ・平成 7 年・８年度 山梨市立山梨小学校・明野村立明野中学校

- ② 平成 16 年に改正された「障害者基本法」において「交流及び共同学習」の名称が使われ、平成 20 年 3 月に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、平成 21 年 3 月に告示された特別支援学校学習指導要領以降、「交流及び共同学習」の名称が使用されている。

（２）令和 7 年度学校間交流提携校

令和7年度学校間交流(R7.5)					
学校名	保育園・幼稚園等	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
盲学校	甲府西幼稚園	甲府市立池田小学校	甲府市立西中学校	山梨県立甲府西高等学校 山梨県立甲府城西高等学校	沖縄県立沖縄盲学校 長野県長野盲学校 栃木県立盲学校 東京都立久我山青光学園 東京都立八王子盲学校 福井県立盲学校
ろう学校	社会福祉法人加納岩福祉会 加納岩保育園	山梨市立山梨小学校	笛吹市立春日居中学校	山梨県立山梨高等学校	
甲府支援学校		甲府市立池田小学校 甲府市立新田小学校	甲斐市立敷島中学校	山梨県立甲府城西高等学校	
あけぼの支援学校		韮崎市立甘利小学校 富士川町立増穂南小学校	韮崎市立韮崎西中学校	山梨県立韮崎工業高等学校 甲府市立甲府商業高等学校 学校法人日本航空高等学校	
わかば支援学校		南アルプス市立白根源小学校	南アルプス市立櫛形中学校 南アルプス市立白根御勤使中学校 早川町立早川中学校	山梨県立農林高等学校 山梨県立白根高等学校 英和中学校・高等学校	
わかば支援学校 ふじかわ分校		富士川町立跡沢小学校	富士川町立富士川中学校		
やまびこ支援学校		大月市立猿橋小学校	大月市立猿橋中学校	山梨県立上野原高等学校 山梨県立都留高等学校	
ふじざくら支援学校		鳴沢村立鳴沢小学校	富士河口湖町立河口湖北中学校	山梨県立吉田高等学校 山梨県立富士北稜高等学校	
かえて支援学校		甲府市立里垣小学校	甲府市立東中学校	山梨県立甲府東高等学校	
高等支援学校 桃花台学園		笛吹市立石和東小学校		山梨県立笛吹高等学校	
山梨大学教育学部 附属特別支援学校		山梨大学教育学部附属小学校	山梨大学教育学部附属中学校 甲府市立北東中学校	学校法人日本航空高等学校	

2 地域における交流活動（地域交流）

（１）文部科学省による委嘱事業の経緯

特別支援学校の児童生徒と地域社会の人々との交流を進め、障害児教育に対する地域社会の理解を深めることを目的として、文部省（現・文部科学省）は昭和 62 年度を初年度に、「心身障害児交流活動地域推進研究校」を全国で特殊教育諸学校（現・特別支援学校）10 校を指定し、この事業を開始した。本県では、昭和 62・63 年度に山梨県立やまびこ養護学校（現・県立やまびこ支援学校）、平成元年・2 年度に山梨県立ろう学校が研究校指定を受けた。

なお、この事業は平成 8 年度をもって終了し、文部省（現・文部科学省）では、平成 9 年度から「交流教育地域推進事業」として、地域社会との多様な交流活動を展開することにより、障害のある児童生徒に対する理解をより一層図る新たな事業を開始した。

（２）本県事業における経緯と現状

平成元年度より、県の新規事業として「山梨県心身障害児交流活動地域推進事業」（平成 9 年度から「交流教育地域推進事業」、平成 21 年度から「交流及び共同学習推進事業」と改称）が発足した。

この事業は、前項の文部省（現・文部科学省）事業の発展として企画され、各特別支援学校（富士見支援学校、特別支援学校うぐいすの杜学園を除く）は推進会議を設置し、地域交流の推進を図っている。

（３）令和 7 年度地域交流提携団体等

令和7年度地域交流(R7.5)

特別支援学校	地域交流相手先	
盲学校	甲府市池田地区社会福祉協議会 甲府市池田地区自治会連合会 甲府市池田地区シニアクラブ連合会	甲府市池田地区ボランティア推進会 甲府市池田地区文化協会 青い鳥成人寮・情報文化センター
ろう学校	山梨陶磁会 山梨市立養護老人ホーム「晴風園」 大野区	山梨市大野区ゲートボール愛好会（区長） JAフルーツ山梨 加納岩支所 手話サークル「ふえふき」
甲府支援学校	池田地区シニアクラブ連合会 池田おやなぎ連	甲府市池田地区文化協会 甲府市新田地区文化協会
あけぼの支援学校	韮崎市旭町上條南割地区	韮崎市旭町上條南割地区老人会
わかば支援学校	南アルプス市社会福祉協議会 所属ボランティア 団体 南アルプス市有野区	山梨県立白根高等学校奉仕部
わかば支援学校 ふじかわ分校	中部区活性化プロジェクト 下部地区民生委員児童福祉部	蹴沢奉仕の会
やまびこ支援学校	山梨県立都留高等学校 大月市商店街協同組合 大月市保健活動推進委員会「オオツキッチン」	大月市デイサービスセンター「やまゆり」
ふじざくら支援学校	富士ふれあいセンター はまなし寮 富士吉田市立図書館おはなし会このはなさくや	NP0法人富士と湖とかかしの里 富士五湖ウインドオーケストラ 有志の会
かえて支援学校	甲府市里垣地区社会福祉協議会 甲府市里垣地区民生児童委員協議会 甲府市里垣地区食生活改善推進委員会 甲府市里垣地区大正琴サークル「つみき会」	ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ 中澤ぶどう園 松永ぶどう園
高等支援学校 桃花台学園	笛吹市石和町中川区	
うぐいすの杜学園	甲府伊勢西郵便局	ホテル湯王温泉
山梨大学教育学部 附属特別支援学校	甲府市新紺屋地区シニアクラブ連合会	

3 居住地の学校等における交流及び共同学習（居住地校交流）

居住地校交流とは特別支援学校在籍の幼児児童生徒が居住している地域の学校等と計画的に行う交流及び共同学習である。本県では、居住地校交流の実施にあたって各特別支援学校が実施要項を作成し、当該学校間で綿密に連携して計画的に実施している。

V 就学支援

1 就学相談

(1) はじめに

障害のある児童生徒等が就学する教育の場合は、小学校・中学校の特別支援学級や視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のある者を対象とする特別支援学校がある。また、総合的な判断により、小・中学校の通常の学級への就学も可能である。このうち、いずれに就学するかについては、一人一人の子どもの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、最も適した就学先を決定することが大切である。

市町村教育委員会は、適切に就学先決定を行うため、保健、福祉等の関係部局と連携しながら、障害のある児童生徒等及びその保護者に対して、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うとともに、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって保護者及び専門家からの意見聴取をし、保護者の意見については、最大限尊重する必要がある。

また、市町村教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることについて、すべての関係者の共通理解を図ることが必要である。

県教育委員会では、市町村教育委員会で行われる相談へのアドバイスや、担当者に対する研修会を開催する等、相談支援体制充実のために支援を行っている。

(2) 市町村教育委員会における就学相談の基本方針

- ① 一人一人の子どもの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案し、適切な就学先決定等の判断を行う。
- ② 就学相談に際しては、障害のある子どもの立場に立ってきめ細かい相談をするとともに、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行い、就学先の決定に際しては保護者との合意形成を図るよう配慮する。
- ③ 保護者から就学に関する相談の希望がある場合は、適切な就学相談が受けられるよう配慮し、特別支援学校の教育相談や体験学習及び総合教育センター相談支援センター特別支援教育担当による教育相談を適切に活用する。

(3) 就学相談の基本事項

① 障害の状況の把握

障害のある児童生徒等の就学について検討するためには、障害の種類や程度を知ることだけでなく、発達や障害の状況、教育上必要な支援の内容、家庭環境や地域の実情を的確に把握し、その子どもにとって、どのような教育を受けることが最も適切であるかという観点から検討をすることが重要となる。したがって、障害名や知的発達の水準のみにとらわれることなく、子どもの立場から、真にどのようなことが必要とされているのかという視点から理解を深められるよう努める必要がある。

② 適切な資料の収集

障害の状況に応じた適切な教育措置を行うために必要な資料を収集する。資料としては、保護者の提出する就学相談票、担任教員、相談担当者による観察記録、各種検査や医学的診断等がある。

(4) 保護者との面談に当たっての配慮事項

保護者面談は、来談者と面談者とが、互いの意見や情報を交換し、その共通点と相違点を明らかにして、後の就学先決定等の判断を適切に行うための資料を得ようとするものである。そのため、面談にあたっては、次の点について配慮する。

- ① 保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる環境設定に配慮すること。
- ② 限られた時間の中での大切な出会いであることを念頭において、相互の信頼関係を築くことに心がけるこ

と。

- ③ 相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けること。
- ④ 保護者に不安を与えたり、不快感を与えたりするような対応をしないこと。
- ⑤ 保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供すること。
- ⑥ 面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておくこと。

2 就学手続の流れ

関係法令等	特別支援学校	小・中学校	時期
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日通知）	就学に関する手続き等についての情報の提供 【市町村教育委員会】		早期から
学校教育法施行令第2条 同法施行規則第31条	学齢簿の作成 【市町村教育委員会】		10月1日
学校保健安全法第11条 同法施行令第1条	就学児の健康診断 【市町村教育委員会】		10月31日 (5月前)
学校教育法施行令第11条	都道府県教委へ認定特別支援学校就学者の通知 【市町村教育委員会】		11月30日 (4月前)
学校教育法施行令第5条第1項 第14条第1項	保護者へ入学期日等の通知 【都道府県教育委員会】	保護者へ入学期日等の通知 【市町村教育委員会】	12月31日 (3月前)
			1月31日 (2月前)

3 地区教育支援委員会構成

地 区	設 置 場 所	委員構成（数字は人数）							
		医師等	教員	学 識 経験者	児童福 祉施設 職員等	県市町 村職員	その他	計	
甲 府 市	甲 府 市 教 育 委 員 会	2	7	4	2	6	0	2 1	
中 巨 摩	中 央 市 教 育 委 員 会	1	6	4	0	0	1	1 2	
峡 北	韮 崎 市 教 育 委 員 会	3	1 4	1	0	1 0	4	3 2	
東 山 梨	山 梨 市 教 育 委 員 会	2	5	6	0	0	0	1 3	
笛 吹 市	笛 吹 市 教 育 委 員 会	3	5	4	1	0	0	1 3	
市川三郷町	市川三郷町教育委員会	1	3	4	1	0	0	9	
南 巨 摩	富 士 川 町 教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	1	1	
南 都 留	都 留 市 教 育 委 員 会	2	5	3	0	0	0	1 0	
北 都 留	上 野 原 市 教 育 委 員 会	1	5	3	2	1	0	1 2	

4 就学支援児童生徒数について

(1) 令和6年度各教育支援委員会等助言依頼件数

甲府市：39 中巨摩：29 峡北：10 東山梨：10
 笛吹市：96 市川三郷町：2 南巨摩：1 南都留：18
 北都留：3 合計 208件

(2) 令和6年度山梨県教育支援委員会への助言依頼件数

1件

(3) 特別支援学校へ新たに就学、転学した児童生徒数

令和7年度就学、転学※()内は訪問教育で内数

盲学校 2 ろう学校 4 甲府支援学校 5(1)
 あけぼの支援学校 3(0) わかば支援学校 27 〃ふじかわ分校 4
 やまびこ支援学校 5(0) ふじざくら支援学校 14(0) かえで支援学校 40

① 児童生徒数推移

※()内は訪問教育内数

学 校 区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
盲学校	2	5	2	0	2
ろう学校	2	2	4	1	4
肢体不自由特別支援学校	14	14 (4)	16 (4)	10 (1)	8 (1)
知的障害特別支援学校	53	50	65	55	67
知肢併置特別支援学校	19	18 (0)	14 (0)	17	23

② 就学・転学前教育措置状況※()内は訪問教育内数

区 分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
新学齢児	62 (1)	67 (4)	70 (4)	60 (1)	85 (1)
小学校在籍者	26 (0)	22 (0)	30 (0)	19	17
中学校在籍者	2 (0)	2 (0)	1 (0)	4	2
中学校卒業生	0	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	0	0
就学猶予・免除者	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	90 (1)	91 (4)	101 (4)	83 (1)	104 (1)

(4) 特別支援学校から小・中学校へ就学・転学した児童生徒数

(ただし病弱特別支援学校及び施設入所者を除く)

就学・転学先	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由
小学校へ	0	1	0	1
中学校へ	0	1	0	0

VI 特別支援教育関係研修・講座，指導資料

1 教員研修に関する制度

月	制 度 名	派遣先	期 間	対象者
4～3	国内大学留学生制度	国内大学	1 年	公立学校教員として，本県において教職3年以上の者で県が定める基準に該当する者
4～3	山梨大学教育学部大学院研修制度	山梨大学	2 年	
4～3	県総合教育センター一般留学生派遣制度	県総合教育センター	1 年	

2 特別支援学校教諭免許状取得に関する取組

月	制 度 名	会場	期 間	対象者
7～8	教育職員免許法認定講習 (特別支援学校教諭免許状)	県 内	各講座 2 日	小・中学校，高等学校，特別支援学校に勤務する教員で特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者

3 教 員 研 修

(1) (独) 国立特別支援教育総合研究所による研修

No	名 称	期 間	人 数	場 所 他
1	特別支援教育専門研修	2 ヶ月	若干名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
2	高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会	1 日～2 日		
3	交流及び共同学習推進指導者研究協議会			
4	特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会			
5	特別支援学校寄宿舎指導実践協議会			

(2) 県総合教育センターにおける研修

月	研 修 会 名	回数	対象者
4～10	新特別支援教育担当者研修会	6	小・中・高の新特別支援教育担当者
4	新特別支援教育コーディネーター研修会	1	小・中・高の新特別支援教育コーディネーター
7	子供の育ちを促す授業づくり研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
7	発達障害特性に応じた応用行動分析学にもとづく指導法研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	子供の実態把握のための専門研修会	3	小・中・高・特別支援学校の教員
8	ICT活用指導力向上研修会	1	特別支援学校の教員
7	子供の特性理解研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	医療的ケアスキルアップ研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	特別支援教育における支援機器活用研修会	1	小・中・高の教員
4～2	特別支援学校コーディネーター等 相談支援資質向上研修会	40	特別支援学校特別支援教育コーディネーター 通級指導教室・市町村教育委員会担当者の希望者 (経験年数等に応じて実施)

(3) 県教育委員会が主催する研修

月	研 修 会 名	回数	対象者
4～2	通級による指導担当者研修会議	4	通級による指導担当者
4～10	通級による指導スタートアップ研修	6	小・中・高の新通級による指導担当者
4～1	特別支援教育コーディネーター研修会議	3	小・中・高の特別支援教育コーディネーター
5	医療的ケア専門研修	1	医療的ケア実施校の養護教諭・学校看護師
5	特別支援教育支援員等研修会	1	市町村教育委員会が配置する特別支援教育支援員等
5～1	交流及び共同学習担当者研修連絡会	2	特別支援学校の交流及び共同学習担当者
5～2	寄宿舎運営検討研修会議	3	寮務主任、寄宿舎指導員長
6～10	通級による指導エキスパート研修	6	小・中・高の通級による指導担当者
6～2	特別支援学校ICT教育推進連絡研修会議	2	特別支援学校ICT推進員
7	医療的ケア指導看護師養成講習会	1	学校看護師
7	医療的ケア：教員による特定行為基本研修	2	特別支援学校の教員
7～11	特別支援教育管理職研修会	2	幼稚園，小・中学校，高等学校，特別支援学校の管理職
8	寄宿舎指導員等講習会	1	寄宿舎指導員，寮務主任
8	特別支援学級等教育課程説明会	1	小・中学校の教員
8	特別支援学校教育課程等説明会	1	特別支援学校の教員
10	訪問教育担当者研修連絡会	1	特別支援学校の訪問教育主任、担当者
12	特別支援教育に係る基礎講座	1	小・中・高・特別支援学校の教員

4 資料等一覧

○各資料等は、県教育委員会ホームページに掲載してあります。

【ホームページ掲載先アドレス】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kyoiku/tokubetsu/index.html>

※インターネット上の検索エンジンで、それぞれの書名を入力すると検索できます。

○下記以外の資料については、県教育委員会特別支援教育・児童生徒支援課特別支援教育担当までお問い合わせください。



表 紙	発行 年月日	資料名	内 容	ページ数
	令和 6 年 2 月	「個別の教育支援計画」作成と活用の手引き	・「個別の教育支援計画」の意義と役割 ・基本事項 ・作成と保管および引継ぎ ・活用と期待される効果 ・Q&A	A4版 66ページ
	令和 3 年 7 月	特別支援教育コーディネーターハンドブック 【改訂版】 ～教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（改訂版）	・学校内の教育支援体制の構築と運営 ・特別支援教育コーディネーターの学校内における役割 ・外部の関係機関との連携や保護者に対する相談窓口	A 4 版 5 6 ページ
	令和 3 年 3 月	「読み」や「書き」の困難さのある子ども達のアセスメントと指導・支援	・学習障害について ・読みや書きの困難について ・困難に応じた指導・支援 ・アセスメントについて	A 4 版 8 ページ
	令和 7 年 3 月 (改訂)	「個別の教育支援計画」作成のための教職員向けリーフレット	・個別の教育支援計画作成に至るまでのプロセス ・個別の教育支援計画作成の意義 ・関係機関等の例 ・作成・活用により期待される効果	A 3 版 2 ページ
	令和 7 年 2 月	高等学校における特別支援教育気になる生徒の支援ガイドブック	・高等学校における特別支援教育の推進と障害の理解について ・気になる生徒の実態把握のための観点シート（高等学校用） ・就業に向けた支援 ・校内支援体制 ・高等学校における通級による指導	A 4 版 2 2 ページ
	令和 7 年 3 月	教職員のための入院児童生徒支援ガイド	・入院中の学びについて Q&A ・学習の様子、子どもたちや保護者の声	A 3 版 2 ページ
	令和 7 年 2 月	「個別の教育支援計画」作成と活用リーフレット	・保護者と一緒に作成しやすい様式 ・「合理的配慮」の記入欄 ・「本人に関係する機関」を一枚シートで把握 ・活用に重点化、作成や評価の手続きの簡略化 ・様式のデータ入力、更新などの方法を一部変更	A 4 版 4 ページ
	令和 7 年 3 月 (改訂)	子どもへの支援をつなげる・ひろげる「サポートノート」と「就学支援シート」活用ガイドブック	・子どもと関係者をつなげる「サポートノート」 ・幼児期と学齢期をつなげる「就学支援シート」 ・幼児期から学齢期への移行支援 ・「サポートノート」「就学支援シート」活用術	A 4 版 8 ページ
	平成 3 0 年 3 月	すべての子どもたちの学びを支えるために・・・「教職員のための『通級による指導』ガイドブック 2」	・「通級による指導」について ・「自立活動」の指導とは ・的確な実態把握のために ・「個別の指導計画」について ・在籍する通常の学級担任と通級による指導担当者等との連携	A 4 版 8 ページ
	平成 2 9 年 3 月	すべての子どもたちの学びを支えるために・・・「教職員のための『通級による指導』ガイドブック」	・「知ってる？通級指導教室」 ・通級による指導の実施に当たって ・保護者、利用児童生徒、在籍学級担任の声	A 4 版 8 ページ

表 紙	発行 年月日	資料名	内 容	ページ数
	平成 2 8 年 3 月 (改訂)	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする子どものための授業支援ガイドブック	・インクルーシブ教育システムとは？ ・新たな就学先決定の仕組み ・合理的配慮とは ・各学校における「合理的配慮」の例	A 4 版 8 ページ
	令和 6 年 1 2 月	全ての学校（園）で活用できる特別な教育的支援を必要とする子どもたちのための学校間連携ガイドブック	・学校間連携の実例 ・保護者との共通理解の必要性 ・連携するための資料の作成・活用 ・個人情報の取り扱い	A 4 版 1 4 ページ
	令和 6 年 1 2 月	特別支援学校高等部卒業生の社会的自立に向けた障害者就労サポートブック	・特別支援学校の進路について ・産業現場等における実習 Q&A ・各特別支援学校等部の取組 ・社会自立に向けた就業支援に係る施策 ・障害者雇用に関する専門機関	A 4 版 6 ページ
	平成 2 1 年 3 月	子どもたちが輝くために特別支援学級担任・通級指導教師担当者ハンドブック	・特別支援学級等の制度と役割 ・障害の理解と支援 ・教育課程の編成と実施 ・学級（教室）運営の留意事項 ・「個別の指導計画」「個別的教育支援計画」の作成と活用 ・校内支援体制における特別支援学級等担当者の役割	A 4 版 1 0 4 ページ

【改訂第 4 版】障害のある子どもの就学支援ハンドブック
～特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築～

<https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/gakkyuuhennsei.html>

「個別的教育支援計画」山梨県版様式

<https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/siennkeikaku.html>

「個別的教育支援計画」の作成と活用の手引き

https://www.pref.yamanashi.jp/documents/7677/r5_shienkeikaku_tebiki.pdf

「個別の指導計画」（自立活動・各教科用）

<https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukekakujiritu.html>

「個別の指導計画」（小・中学校の通常の学級用）

<https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukeikaku.html>

「個別の指導計画」（特別支援学級用）

<https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukeikakutokubetusienngakkyuu.html>

「個別の指導計画」（高等学校用）

<https://www.pref.yamanashi.jp/tokushi-jiseishien/tokubetsushien/kobetusidoukeikakukoukou.html>

Ⅶ 特別支援教育関係機関等

1 総合教育センター

相談支援センター特別支援教育担当



【山梨県総合教育センター】

(1) 概要

- ① 所在地 〒406-0801 笛吹市御坂町成田 1456
TEL 055-263-4606 (直通) FAX 055-287-9522
子供の発達相談ダイヤル 055-267-8235 (平日 9時から17時)

② 交通機関

- 車利用 国道 20 号線長塚立体交差点から
河口湖方面に直進 100m 山梨県立博物館北隣
- JR・バス利用 JR 中央線石和温泉駅(最寄り駅)からバスで約 10 分
富士急行 「富士山駅」行き 「山梨県立博物館」で下車
JR 中央線・身延線 甲府駅からバスで約 30 分
富士急行 駅南口「富士山駅」行き 「山梨県立博物館」で下車
- タクシー利用 JR 石和温泉駅からタクシーで約 10 分, JR 甲府駅からタクシーで約 30 分

(2) 運営方針

様々な課題を抱える幼児児童生徒が健やかに成長できるよう、研修・研究・相談を通じて、本人・保護者及び学校を支援する。

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を目指して、本人、保護者、学校及び市町村(組合)教育委員会に対して、来所相談、電話相談等を通して支援する。また、特別支援教育を推進・充実させるための研修・研究を行う。

(3) 目標

- ① 特別支援教育の推進・充実に向けた専門的研修を企画・実施し、教職員の資質向上を図る。
- ② 特別支援教育の充実のための研究を行い、その成果を学校に還元する。
- ③ 特別支援教育の推進・充実を図るため、来所相談、電話相談等を通して障害のある幼児児童生徒、保護者、学校及び市町村(組合)教育委員会への支援を行う。
- ④ 「適切な就学のための参考資料の提供」業務として、「教育相談における所見」を発行し、市町村(組合)教育委員会の就学支援を援助する。
- ⑤ インクルーシブ教育推進事業事務局として、本県におけるインクルーシブ教育の推進を図る。

(4) 業務内容

① 研修

ア 特別支援教育の推進・充実に向けた専門的研修を企画・実施する。

- ・基礎的研修から実践に直結した実効性のある研修会の実施
- ・障害領域や教職経験等、ニーズに応じた研修会の実施
- ・専門的な資質や指導力向上を図るための指導内容・方法等の研修会の実施

<令和7年度開催研修>

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ・子供の特性理解研修会 | ・新特別支援教育担当者研修会 |
| ・発達障害特性に応じた指導法研修会 | ・新特別支援教育コーディネーター研修会 |
| ・子供の育ちを促す授業づくり研修会 | ・子供の実態把握のための専門研修会 |
| ・特別支援教育における支援機器活用研修会 | ・医療的ケアスキルアップ研修会 |
| ・ICT活用指導力向上研修会 | ・特別支援学校コーディネーター等相談支援資質向上研修 |

イ 学校等からの要請に応じ、指導主事を校内研修等に派遣する。

② 研究

特別支援教育の充実のための研究を行う。

③ 相談

ア 障害のある幼児児童生徒、保護者及び教職員等に対して教育相談を行い、幼児児童生徒の調和的な発達を図る。

- ・来所相談(平日 午前9時～午後5時 電話での予約制)
- ・電話相談(平日 午前9時～午後5時 随時)

イ 高校生こころのサポートルームを運営し、学習や生活に困難を抱える生徒の支援を行う。

- ・障害や特性による困難を克服するため、自立活動を踏まえた支援
- ・高等学校からの申請を受け、支援を実施(高校との連携体制の構築)
- ・個別の支援(平日 午前9時～午後5時 日程、時間は高校と調整)



【相談支援センター】

④ 就学等支援

ア 特別支援学級入級や知的障害特別支援学校小中学部転入学のため、市町村（組合）教育委員会からの申請に基づき「教育相談における所見」を発行する。

イ 知的障害特別支援学校高等部出願者の資格要件である「教育相談における所見」を発行する。

⑤ インクルーシブ教育推進事業

ア インクルーシブ教育相談支援チーム

- ・教育支援アドバイザーとして、市町村（組合）教育委員会からの要請により学校等を訪問し相談支援を行う。
- ・医療、心理、福祉、教育分野からなる専門家チーム会議を年4回開催する。
- ・特別支援学校コーディネーター、通級指導教室担当教員及び市町村（組合）教育委員会の就学担当者の資質向上を図るため、特別支援学校コーディネーター等相談支援資質向上研修会を実施する。

イ 教育相談充実のための派遣心理職の活用

⑥ 令和6年度の教育相談事業実施状況（令和6年4月～令和7年3月）

ア 来所相談

〔相談件数〕

件 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	9	13	18	21	27	32	22	13	5	14	8	0	182
継続	8	34	43	37	38	46	52	33	38	34	37	28	428
計	17	47	61	58	65	78	74	46	43	48	45	28	610

〔障害別件数〕

障 害	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
視覚・聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	3	8	7	16	27	24	27	11	5	10	4	2	144
肢体不自由・病弱	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1	1	0	6
言語障害	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
自閉スペクトラム症	6	18	20	22	19	27	14	11	11	12	10	7	177
情緒障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
LD	1	2	2	2	1	2	2	1	1	1	2	1	18
ADHD	1	1	1	0	0	5	3	1	1	1	0	0	14
その他（診断なし）	5	18	31	17	16	19	28	22	25	23	28	18	250
計	17	47	61	58	65	78	74	46	43	48	45	28	610

〔対象別件数〕

年 齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
未就学児	0	2	7	16	16	24	12	6	2	7	3	0	95
小学生	7	18	26	14	23	19	25	11	10	19	17	8	197
中学生	4	12	15	12	13	25	20	17	14	7	8	5	152
高校生	6	15	11	14	13	10	17	11	17	13	15	9	151
その他	0	0	2	2	0	0	0	1	0	2	2	6	15
計	17	47	61	58	65	78	74	46	43	48	45	28	610

イ 電話相談

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就学	6	35	46	29	15	20	24	19	13	3	0	0	210
入級・転学	37	27	38	58	23	17	38	8	13	6	1	2	268
高校（高等部）進学	17	9	16	31	12	15	28	16	17	4	11	4	180
園・学校での支援	69	32	21	28	4	34	27	38	36	17	16	8	330
家庭での支援	4	4	1	0	0	0	0	4	1	0	0	0	14
連携	16	15	11	11	6	2	8	12	12	7	2	3	105
その他	30	24	51	39	5	21	36	22	26	18	17	21	310
計	179	146	184	196	65	109	161	119	118	55	47	38	1417

ウ 訪問相談

- ・教育支援アドバイザー派遣 7件
- ・学校訪問等、要請による派遣 48件

エ 「教育相談における所見」の発行 . . . 42件

2 相談機関等

(1) 学校教育

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
総合教育センター 相談支援センター	406-0801	笛吹市御坂町成田1456	(055) 263-4606 0120-0-78310 (やまなし子供SOSダイヤル) 055-267-8235 (子供の発達相談ダイヤル)	県下全域

(2) 児童相談所

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
中央児童相談所	400-0851	甲府市住吉2丁目1-17 子どものこころサポートプラザ	(055) 288-1561	国中全域
都留児童相談所	402-0054	都留市田原3丁目5-24	(0554) 45-7838	南都留 北都留

(3) 更生相談所

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
障 害 者 相 談 所	400-0005	甲府市北新1丁目2-12 福祉プラザ	(055) 254-8671	県下全域（身体障害及び知的障害 の障害者手帳交付）（補装具）

(4) 職業相談所

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2丁目17-14	(055) 232-7069	県下全域

(5) こころの発達に関する相談

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
こころの発達 総合支援センター	400-0851	甲府市住吉2丁目1-17 子どものこころサポートプラザ	(055) 288-1695	県下全域

(6) 保健福祉事務所等

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	所管区域
中北保健福祉事務所	407-0024	韮崎市本町4丁目2-4	(0551) 23-3443	韮崎市・南アルプス市・北杜市甲斐市 ・中央市・昭和町
峡東保健福祉事務所	405-0003	山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎	(0553) 20-2750	山梨市・笛吹市・甲州市
峡南保健福祉事務所	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢 771-2 南巨摩合同庁舎	(0556) 22-8151	市川三郷町・南部町・早川町・身延町 ・富士川町
富士・東部保健福祉事務所	403-0005	富士吉田市上吉田1丁目 2-5 富士吉田合同庁舎	(0555) 24-9035	富士吉田市・都留市・大月市・上野原 市道志村・西桂町・忍野村・山中湖村 ・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹 波山村
甲府市健康支援センター (甲府市保健所)	400-0858	甲府市相生2丁目17-1 相生福祉センター	(055) 237-8952	甲府市
福祉事務所	各市の市役所内			

(7) 障害児（者）地域療育等支援事業実施施設

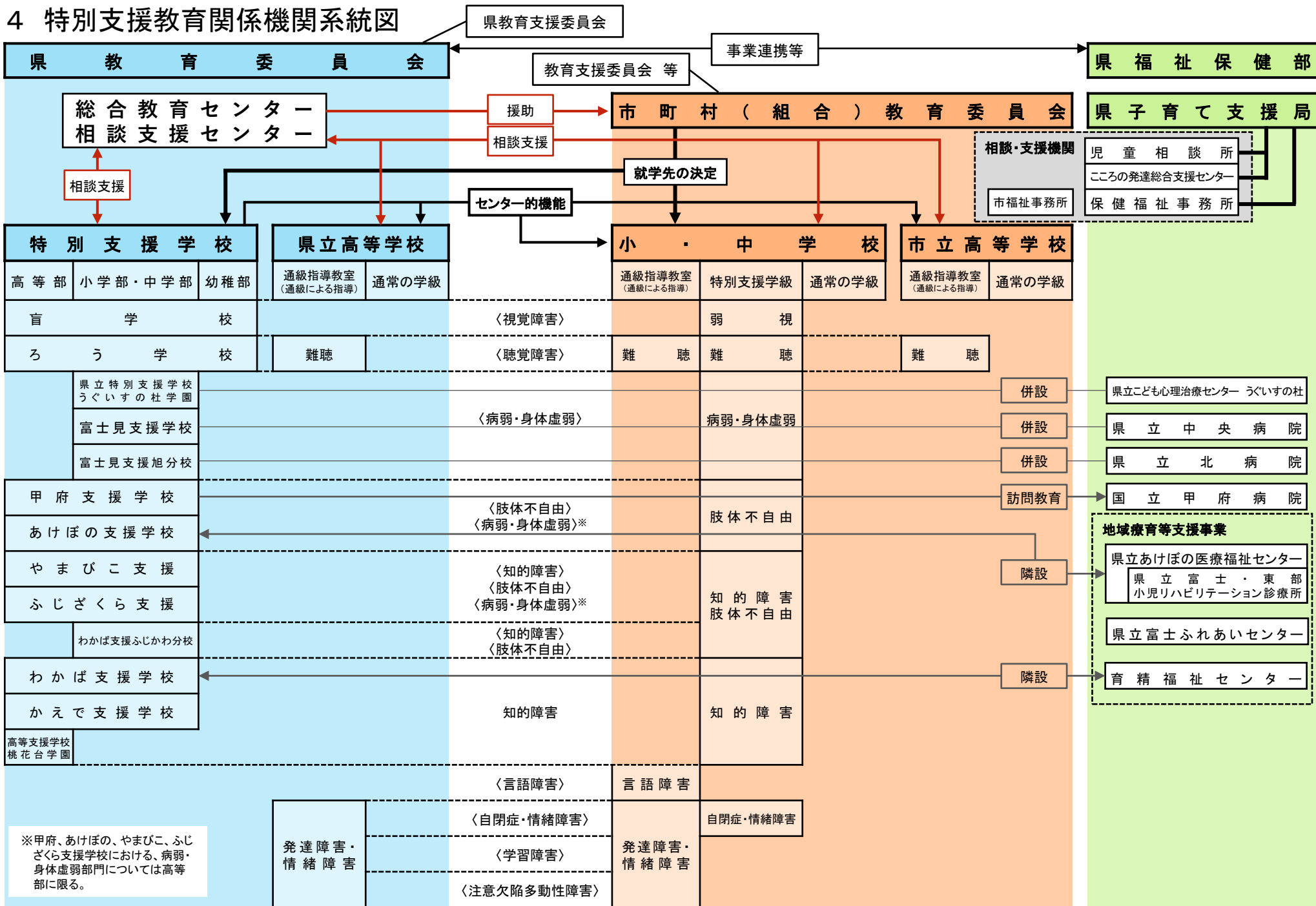
地域	名 称	所 在 地	電話番号
甲府	相談支援事業所アングランテ（敷島緑陽園）	甲斐市牛匂2029-2	(055) 227-1181
峡西	育精福祉センター	南アルプス市有野3303-2	(055) 285-0615
峡北	あけぼの医療福祉センター（拠点施設）	韮崎市旭町上条南割3251-1	(0551) 22-6111
東八代	笛吹センターみなてらす（ぶどうの里）	笛吹市石和町広瀬494-1	(055) 288-9107
東山梨	サポートセンターハロハロ（白樺園）	山梨市小原東1309-1	(0553) 34-9200
峡南	峡南圏域相談支援センター（くにみ園）	西八代郡市川三郷町岩間438	(0556) 32-1414
東部	どりーむ宝（宝山寮）	都留市大幡5118	(0554) 43-3265
富士北麓	富士ふれあいセンター	富士河口湖町船津6663-1	(0555) 72-5533

3 特別支援教育・社会福祉関係団体

団 体 名	所 在 地	電 話 番 号
(一般社団法人) 山梨県視覚障がい者福祉協会	甲府市北新一丁目 2-12 県福祉プラザ内	(055) 252-0100 FAX (055) 251-3344
(一般社団法人) 山梨県聴覚障害者協会	甲府市大里町 4 2 2 5-1 コアタウン 6 号	(055) 269-6694 FAX (055) 269-6695
山梨県肢体不自由児協会	甲府市丸の内一丁目 6-1 県障害福祉課内	(055) 223-1462 FAX (055) 223-1464
(一般社団法人) 山梨県重症心身障害児 (者) を守る会 あゆみの家	甲斐市中下条 9 5 4-3	(055) 277-9666 FAX 同上
山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	中巨摩郡昭和町築地新居 5 4 0-7	090-6143-6142 FAX (055) 275-0536
山梨県手をつなぐ育成会	韮崎市旭町上条南割 3 5 6 1-1 みだい寮内	(055) 285-4292 FAX (055) 285-4293
(社会福祉法人) 山梨県障害者福祉協会 山梨県障害者社会参加促進センター	甲府市北新一丁目 2-12 県福祉プラザ 1 階	(055) 252-0100 FAX (055) 251-3344
(一般社団法人) 山梨県身体障害者連合福祉会	甲府市北新一丁目 2-12 県福祉プラザ内	(055) 252-0100 FAX (055) 251-3344
(社会福祉法人) 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目 2-12 県福祉プラザ内	(055) 254-8610 FAX (055) 254-8614
(社会福祉法人) 山梨ライトハウス	甲府市下飯田二丁目 1 0-1	(055) 222-3502
山梨県特別支援教育研究連盟 特別支援教育研究会	北杜市高根町村山北割 1 0 3 5 北杜市立高根東小学校内	(0551) 47-2014
山梨県特別支援教育研究連盟 情緒障害教育研究会	南巨摩郡富士川町天神中條 9 9 1-1 富士川町立富士川中学校内	(0556) 22-2195
山梨県特別支援教育研究連盟 通級指導教室教育研究会	南巨摩郡富士川町鯉沢 1 1 7 2 富士川町立鯉沢小学校内	(0556) 22-0055

(順不同)

4 特別支援教育関係機関系統図



Ⅷ 特別支援教育関係要綱等

1 山梨県教育支援委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害のある幼児児童生徒の就学等に関する決定を行う市町村教育委員会等に対する指導及び助言の効果的な実施を図るため、有識者等から幅広く意見を聴取することを目的として開催する山梨県教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 支援委員会は、障害のある幼児児童生徒の就学及び転学について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

(構成員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する委員を持って構成する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 関係教育機関の職員

(会議)

第4条 委員会は、教育長が招集する。

- 2 支援委員会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、支援委員会を進行する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が代理する。
- 5 教育長は、必要があると認めるときは、医学、心理学、教育学等の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 支援委員会の庶務は、特別支援教育・児童生徒支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、特別支援教育・児童生徒支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 山梨県立特別支援学校学級編制要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、山梨県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の学級編制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「重複障害学級」とは、学校教育法施行令第22条の3に定める程度の障害を二以上併せ有する幼児、児童又は生徒（以下「重複障害幼児児童生徒」という。）で編制する学級をいい、「単一障害学級」とは、重複障害幼児児童生徒以外の幼児児童生徒で編制する学級をいう。

(編制できる学級の種類)

第3条 次の表の○印の場合に、学級を編制することができる。

学 校 名	通学						訪問	
	単一障害学級			重複障害学級			重複障害学級	
	幼稚部	小中学部	高等部	幼稚部	小中学部	高等部	小中学部	高等部
盲 学 校	○	○	○	○	○	○		
ろ う 学 校	○	○	○	○	○	○		
甲 府 支 援 学 校		○	○		○	○	○	○
あ け ぼ の 支 援 学 校		○	○		○	○	○	○
わ か ば 支 援 学 校		○	○		○	○		
わかば支援学校ふじかわ分校		○			○			
や ま び こ 支 援 学 校		○	○		○	○	○	○
富 士 見 支 援 学 校		○						
富士見支援学校旭分校		○						
ふ じ ざ く ら 支 援 学 校		○	○		○	○	○	○
か え で 支 援 学 校		○	○		○	○		
高等支援学校桃花台学園			○					
特別支援学校うぐいすの杜学園		○						

2 前項の規定にかかわらず盲学校の高等部本科保健理療科並びに専攻科理療科及び専攻科保健理療科には重複障害学級を編制することはできない。

(学級編制の基準)

第4条 学級は、同学年の幼児、児童又は生徒で編制する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 一 小学部又は中学部において、単一障害学級の引き続く二個学年の児童又は生徒の数がそれぞれ一人の場合
- 二 重複障害学級の場合
- 三 富士見支援学校及び同校旭分校の場合

- 2 一学級の幼児、児童又は生徒の数の基準は、次の表の左欄に掲げる部及び学級の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数とする。

学級及び部の種類		一学級の幼児、児童又は生徒の数
単一障害学級	幼稚部	5 人
	小・中学部	6 人
	高等部	8 人
重複障害学級	幼稚部	3 人
	小・中学部	
	高等部	

(幼児児童生徒数の報告)

第5条 各特別支援校長（以下「校長」という。）は、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指示する日までに次の各号に掲げる書類をもって、翌年度の幼児、児童及び生徒の数を教育長に報告しなければならない。

- 一 幼児児童生徒数報告書 (第1号様式)
- 二 幼児児童生徒数・学級数一覧表 (第2号様式)
- 三 学級編制表 (第3号様式)
- 四 重複幼児児童生徒実態表 (第4号様式)

- 2 幼児、児童又は生徒数に変更が生じた時は、校長は速やかに教育長に報告しなければならない。

(審査)

第6条 教育長は、前条の報告内容を審査する。この場合において、教育長は必要に応じ医師の診断書及び総合教育センターの教育相談における所見を提出させることができる。

(学級編制)

第7条 教育長は、第4条の規定を基準として前条の審査結果に基づき学級編制を行う。

- 2 教育長は、前項の編制結果を校長に3月末日までに通知する。
- 3 教育長は、第5条第2項に基づき4月1日から5月1日までの間に校長から児童又は生徒の数の変更報告があった時は、予算の範囲内で小学部及び中学部に限り学級編制の変更を行うことができる。

3 重複障害幼児児童生徒認定要領

- 1 重複障害幼児児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3に定める障害を2以上併せ有する幼児、児童又は生徒をいう。
- 2 併せ有する障害の程度が中度又は重度（「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について（昭和53年10月6日付け文初特第309号文部省初等教育局長通達）」第1に規定する特別支援学校において教育する程度の障害をいう。）の場合に、重複障害と認める。
- 3 知能検査は、個別判定を用いることとする。
- 4 知能検査が不可能な時は、乳幼児発達検査を実施する。
- 5 重複障害の判定については、標準的な検査、調査又は総合教育センターの教育相談における所見又は医師の診断結果に基づき、教育庁総務課及び特別支援教育・児童生徒支援課、総合教育センターの職員が協議して行う。
- 6 5の判定結果に基づき、教育長が重複障害幼児児童生徒を認定する。

付 録

○ 学校教育法（抜粋）

〔特別支援学級〕

第 81 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

○ 学校教育法施行令（抜粋）

〔視覚障害者等の障害の程度〕

第 22 条の 3 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

○ 学校教育法施行規則（抜粋）

〔障害に応じた特別の教育課程〕

第 140 条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第百八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百七条（第百七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

○学校教育法施行令の一部改正について（通知）（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第 2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度のもをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第 5 条及び第 11 条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第 6 条の 3 及び第 12 条の 2 関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第 9 条、第 10 条、第 17 条及び第 18 条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第 18 条の 2 関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） （平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況そ

の他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

- ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。
- ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的 to 実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

令和7年度「山梨の特別支援教育」編集協力者

山梨県立盲学校	教 諭	上原 豊
山梨県立ろう学校	教 諭	上原 彰光
山梨県立甲府支援学校	教 諭	清水 圭介
山梨県立あけぼの支援学校	教 諭	森 美里
山梨県立わかば支援学校	教 諭	望月 幸一
〃 ふじかわ分校	教 諭	佐野 道也
山梨県立やまびこ支援学校	教 諭	杉澤 さおり
山梨県立富士見支援学校	教 諭	早藤 祥司
〃 旭分校	教 諭	小沢 和也
山梨県立ふじざくら支援学校	教 諭	吉田 和佳
山梨県立かえで支援学校	教 諭	田中 はづき
山梨県立高等支援学校桃花台学園	主 幹 教 諭	内川 大輔
山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園	教 諭	深澤 秀二
山梨大学教育学部附属特別支援学校	教 諭	波多野 浩史

県教育委員会事務局

特別支援教育・児童生徒支援課特別支援教育担当	課 長 補 佐	向山 広一
〃	主 幹 ・ 指 導 主 事	山下 英志
〃	主 幹 ・ 指 導 主 事	北畑 貴美
〃	副 主 幹 ・ 指 導 主 事	黒崎 成俊
〃	副 主 幹 ・ 指 導 主 事	遠山 和宏
〃	副 主 幹 ・ 指 導 主 事	青木 英明
〃	副 主 幹 ・ 指 導 主 事	小林 ゆかり
〃	副 主 幹 ・ 指 導 主 事	浅川 清
〃	副 主 査	秋山 加奈
総合教育センター相談支援センター	セ ン タ ー 長	田中 一弘
総合教育センター相談支援センター特別支援教育担当	主 幹 ・ 指 導 主 事	石川 達也
〃	主 幹 ・ 指 導 主 事	高橋 正幸
〃	副 主 幹 ・ 指 導 主 事	若槻 洋貴
〃	専 門 員	手塚 雅仁

山梨の特別支援教育

令和7年 7月 発行

発行者 山梨県教育委員会